

誓約事項及び競争入札参加資格確認に係る注意

1 競争入札参加申請に伴う誓約事項

本案件の競争入札参加資格確認申請者は、競争入札参加資格確認申請をもって、次のとおり誓約したものとみなします。ご自分の資格をよく確認してから申請してください。

なお、虚偽申請は指名停止の対象となりますのでご注意ください。

誓 約 事 項

当社（私）は、本案件の競争入札参加資格確認申請日において、入札公告等に記載されている競争入札参加資格に関する要件を全て満たしています。

2 競争入札参加資格確認についての注意事項

「かながわ電子入札共同システム」により競争入札参加資格「有」とされた場合でも、その後において競争入札参加資格に関する要件を満たさなくなった者の入札は無効としますのでご注意ください。

一般競争入札参加資格等説明書

1 入札に付する事項

案件名 消防職員被服（活動服等）

別紙「入札案件概要書」（以下「概要書」という。）のとおり

なお、この入札は、かながわ電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）で執行します。執行は、電子入札運用基準（平成18年4月1日施行）に基づき行います。

2 入札参加資格に関する事項

(1) 入札参加資格の要件

この入札に参加しようとする者は、次に掲げる資格要件を満たすことが必要です。

ア 令和7・8年度茅ヶ崎市競争入札参加資格者名簿に、入札案件ごとに概要書において指定された登録業種及び営業種目で、登録が認定されている者であること。

イ 概要書において指定された資格要件を満たす者であること。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。

エ 茅ヶ崎市指名停止等措置基準（平成12年2月1日施行）に基づく指名停止期間中の者でないこと。

オ この公告の日に、茅ヶ崎市に納付すべき税の納付義務を有する者にあつては、これらの滞納がない者であること。

カ この入札に参加しようとする者の代表者がこの入札に参加しようとする他の者の代表者又は管財人を兼ねていないこと。

キ 茅ヶ崎市暴力団排除条例（平成23年茅ヶ崎市条例第5号）第2条第2号から第5号までに該当しない者であること。また、契約後に該当することが判明した場合には当該契約を解除する。

(2) 入札参加資格の確認等

入札に参加しようとする者は、あらかじめ入札参加資格について申請し茅ヶ崎市長の確認を受けることが必要です。

ア 競争参加資格確認申請書は、電子入札システムにより、概要書に記載された期限までに必ず提出してください。

イ 競争参加資格確認申請書の提出時に、次の審査書類を電子入札システムにより提出してください。なお、電子入札システムに依りがたいときは、電子メール、ファクシミリ又は茅ヶ崎市経営総務部契約検査課へ持参（郵送の場合は提出期限前日までに必着）により提出することも可とします。

(ア) 入札参加資格を審査するため、入札案件概要書に記載された入札参加資格確認必要添付文書を添付してください。

ウ 競争参加資格確認申請書の提出期限までに申請書を提出しなかった者または入札

参加資格がないと認められた者は、入札に参加することはできません。

エ 競争参加資格確認通知書の発行は、概要書に記載された期日に、電子入札システムにより行います。

オ 入札参加資格を認められない者は、その理由について説明を求めることができます。この場合、概要書に記載された期限までに茅ヶ崎市経営総務部契約検査課にその旨を記載した書面を提出してください。

(3) 入札参加資格の喪失

入札参加資格を有する者が、次のア又はイに該当する場合は、この入札に参加することはできません。

ア 入札時において、(1)に定める要件のいずれかを欠くに至ったとき。

イ 入札参加資格確認申請時に必要な書類に虚偽の記載があったとき。

3 仕様書の閲覧等

(1) 仕様書等の閲覧

公告の日から電子入札システムにより確認することができます。

(2) 当該案件に対する質問等

ア 当該案件の仕様書等に対する質問・同等品申請は、概要書に記載された期間内に電子入札システムにて受け付けます。

イ 質問・同等品申請に対する回答は、概要書に記載された日時に電子入札システムにより行います。

ウ イに記載する回答内容に関する質問（2回目）がある場合に限り、概要書に記載された期間に電子メールでの質問を受け付けますので、次のアドレスに質問書を送信してください。

(ア) 電子メールアドレス keiyaku@city.chigasaki.kanagawa.jp

(イ) 電子メールの件名には、「消防職員被服（活動服等）」と記載してください。

エ 質問に対する回答（2回目）は、概要書に記載された日時に電子入札システムにより行います。

4 入札及び開札の日時

(1) 入札書の受付及び締切り

入札書は、電子入札システムにより概要書に記載した期間に提出してください。

(2) 開札

概要書に記載された日時

5 入札執行等

(1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する金額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税を控除した金額を入札書に記載してください。

(2) 入札回数は、2回を限度とします。ただし、無効、失格、辞退となった者は、再度（2

回目)の入札に参加することができません。なお、再度(2回目)の入札において、予定価格の制限の範囲内で入札がないときは、当該入札は不調とし、一番低い金額で入札した者と随意契約の協議を行う場合があります。(その場合は見積書の提出を求めます。)

(3) 入札締切時刻に遅れたときは、失格(不着)となります。

(4) 落札者の決定

ア 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とします。

イ 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者が2者以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定します。

ウ この入札に参加し、落札者となるためには、入札参加資格確認申請受付最終日の翌日から落札決定日までの全期間にわたって2の(1)に掲げる要件を満たす者としてします。

(5) この公告の日から入札執行日までにおいて2の(2)による資格の確認を受けた者について、茅ヶ崎市談合情報対応マニュアルの1の(1)(13参照)に掲げる談合情報又は茅ヶ崎市公正入札調査委員会が談合情報に類すると認めた情報が茅ヶ崎市に寄せられた場合は、入札の執行を中止することがあります。

6 入札保証金

入札に参加しようとする者は、その者の入札金額の100分の5以上の金額を入札保証金として入札前に茅ヶ崎市に納付しなければなりません。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金を免除します。

(1) 入札に参加しようとする者が、保険会社との間に茅ヶ崎市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

(2) 入札に参加しようとする者で、この公告の日前5年の間に国又は地方公共団体と種類を同じくする契約を1回以上締結し、かつ、当該契約を誠実に履行した者について、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

7 契約保証金

落札者は、契約の履行保証として金銭的保証を付するものとし、契約金額の100分の10以上の金額を契約保証金として契約前に茅ヶ崎市に納付しなければなりません。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。

(1) 落札した者が保険会社との間に茅ヶ崎市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(2) 落札した者で、この公告の日前5年の間に国又は地方公共団体と種類を同じくする契約を1回以上締結し、かつ、当該契約を誠実に履行した者について、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

8 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当すると認められる入札は、無効とします。

- (1) 2の(1)に掲げる入札参加資格要件を備えない者が行った入札
- (2) 入札参加資格確認申請時に必要な書類について、虚偽の記載をした者が行った入札
- (3) 入札保証金を免除した者を除き、入札保証金を所定の日時までに納付しない者又は入札保証金が指定の額に達しない者が行った入札
- (4) 落札から契約締結までの間に談合があったと認められる場合の入札
- (5) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

9 契約金の支払方法

契約金は、検査に合格した後に、請求を受けた日から起算して30日以内に支払います。

10 契約の締結等

- (1) 落札者は、茅ヶ崎市が指定する期日をもって契約を締結するものとします。
- (2) 契約の締結に当たっては、電子契約サービスの利用を原則とします。詳細は、茅ヶ崎市ホームページ「電子契約サービスの導入について」をご確認ください。
ただし、受注者の事情により書面での契約も可能とします。

11 契約の解除等

- (1) 落札者が落札から契約締結までの間に、2の(1)に掲げる要件のいずれかの要件を欠くに至った場合は、契約を締結しないこととします。
- (2) 契約締結後、談合があったと認められた場合は、当該契約を解除する場合があります。
- (3) 前2号のいずれに関しても、茅ヶ崎市は、落札者及び契約者の損害に係る一切の責めを負わないこととします。

12 その他

前各項に定めるもののほか、一般競争入札の参加資格等に関し必要な事項は、茅ヶ崎市契約規則（昭和47年茅ヶ崎市規則第15号）その他関係諸法令の定めるところによります。

13 「茅ヶ崎市談合情報対応マニュアル」の抜粋（5の(5) 関係）

1 基本原則

- (1) 談合情報として対応する情報は、対象工事等が明らかであり、次のいずれかに該当する情報とする。
 - ア 談合に関与したとされる業者名あるいは落札予定とされる業者名が明らかであるもの
 - イ 談合が行われたとされる日、場所及び方法が明らかであるもの
 - ウ 落札予定金額として、設計金額に近い額を示しているもの
 - エ その他、談合に参加した当事者以外に知り得ないと思われるもの

14 問い合わせ先

この入札についての問い合わせは、茅ヶ崎市経営総務部契約検査課へご連絡ください。
(連絡先 電話0467-81-7118)